

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第91号

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則

京都市危険物規制規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第11条第1項前段の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置の許可」に、「法第11条第2項」を「同条第2項」に改め、同項を同条とする。

第4条第1項を削り、同条第2項中「前条第2項」を「前条」に、「前項」を「法第11条第1項後段の規定に基づく製造所等の位置、構造又は設備の変更の許可」に改め、同項を同条とする。

第4条の2第1項を削り、同条第2項中「前項の申請書を受理した」を「法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所等の仮使用の承認の申請があった」に改め、同項を同条とする。

第4条の3を削る。

第5条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第11条第5項本文の規定に基づく製造所等の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更に係る完成検査」に改め、同項を同条とする。

第5条の2第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第11条の2第1項の規定に基づく製造所等の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更に係る完成検査前検査」に改め、同項を同条とする。

第5条の3第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第14条の3第1項の規定に基づく令第8条の4第1項に規定する屋外タンク貯蔵所若しくは移送取扱所又は法第14条の3第2項の規定に基づく令第8条の4第4項に規定する屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査」に改め、同項を同条とする。

第12条第1項を削り、同条第2項中「前項」を「法第14条の2第1項の規定に基づく予防規程の認可」に改め、同項を同条とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(消防局予防部指導課)